

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)11 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 11 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 11 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

## （掲載判例 INDEX）

\*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

### （民事法）

【1】自動車保険において、死亡保険金の請求権は被保険者の相続財産に属するものと解するのが相当とし、被保険者の父母、配偶者又は子が存在することは被保険者の人身傷害保険金の額に影響を及ぼさないとした事例(2025年10月30日最高裁)

参照条文等:保険法46条、民法711条

キーワード:自動車保険 人身傷害条項 被相続人の相続財産

【2】被相続人Aと離婚した前夫との間の子Xらが、Aと再婚したYに対しAの生前にYがAの預金を無断で引き出したとしてAのYに対する不当利得返還請求権を相続したと主張し、Yに対しそれぞれ法定相続分相当の利得金の支払を求めたが、請求が棄却された事例(2023年8月3日東京高裁)

参照条文等:民法703条、762条

キーワード:預金の出捐者 預金の引き出し 不当利得

【3】X(Yの実姉、財産管理能力に難があった)Y間でX所有の不動産を信託財産としXを委託者兼受益者、Yを受託者として信託契約を締結したが、XがYに対し所有権移転登記及び信託登記の抹消、Yが収受した信託不動産の賃料の支払等を求め、請求が一部認容された事例(2024年2月8日東京高裁)

参照条文等:信託法37条・38条・222条

キーワード:信託契約 預金通帳 謄写請求権

【4】外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦Xらが東京都特別区のY区長に対し「夫婦が称する氏」の記載を欠く婚姻届を提出したところ区長が届出不受理の処分をしたため、同処分につき不服を申立てた事案で、不服申立てを却下した原審の審判を維持しXらの抗告を棄却(2025年5月28日東京高裁)

参照条文等:民法750条、戸籍法74条1号・122条

キーワード:外国の方式による婚姻 夫婦が称する氏 婚姻届

【5】Y運営の病院に入院中の高次脳機能障害を有するQが病室の窓から出てベランダから転落して死亡したためQの相続人XらがYに対し主位的に工作物責任に基づき、予備的に安全配慮義務違反に基づき損害賠償を求めたところ、Xらの請求の一部が認容された事例(2024年9月6日東京地裁)

参照条文等:民法717条1項

キーワード:工作物責任 ベランダから転落 病院

【6】X(都)が東日本大震災及び東電原発事故による避難者Yとの間で国家公務員宿舎に係る使用貸借契約を締結し引渡したが、Yが契約期間終了後も同宿舎を返還しなかったため使用料相当額の支払を求めた事案で、Xによる使用料相当額の損害賠償を全部認容(2024年10月7日東京地裁)

参照条文等：民法1条2項・3項、民法(改正前)415条・593条・597条、災害対策基本法74条1項、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約[人権A規約])11条1項・12条  
キーワード：公務員宿舎 使用貸借契約 原発事故

【7】被相続人Aが地方公共団体Yに土地を寄付し所有権移転登記がなされたところ、Aの相続人Xが、被相続人は寄付当時意思能力を有しておらず登記は無効と主張しYに対し当該土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求めたがXの請求を権利の濫用として棄却した(2024年11月1日札幌地裁)

参照条文等：民法1条3項

キーワード：権利濫用 意思能力 所有権移転登記の無効

## (知的財産)

【8】Yら(被告・上告人ら)が米国のサーバからネット経由で我が国所在の端末に対し、X(原告・被上告人)の有する特許権に係るプログラムを配信することが特許権侵害に該当しないとして、特許権侵害差止請求を棄却した原審の判断を是認した事案(2025年3月3日最高裁)

参照条文等：特許法68条・第4章第2節・2条3項1号・101条1号

キーワード：特許権侵害差止請求 プログラム配信 米国のサーバ

【9】動画共有サービスを提供するため米国内のウェブ及びコメント配信用サーバ等を設置管理するYが、ユーザが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することがXの有する特許権の侵害に該当するかが争われ、Xの特許権侵害差止請求が棄却された事案(2025年3月3日最高裁)

参照条文等：特許法2条3項1号・68条

キーワード：特許権侵害差止請求 米国内のサーバ 動画共有サービス

【10】発明の名称を「トイレットロール」等とする特許権に基づく侵害行為差止請求等を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴したが、本件発明1の「エンボス深さ」の測定に係る補充主張は認められず、控訴人の本件控訴を棄却した事案(2025年10月8日知財高裁)

参照条文等：特許法70条2項

キーワード：侵害行為差止請求 特許権 トイレットペーパー

【11】発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とする特許につき訂正請求による訂正を認めた上で無効審判請求を不成立とした審決が取消された事案(2025年10月8日知財高裁)

参照条文等：特許法126条5項・6項・134条の2第1項ただし書2号

キーワード：特許 訂正請求による訂正 無効審判請求

【12】被告は第25類「Tシャツ」等を指定商品とし「ROG」の文字からなる商標の商標権者であり、原告が本件登録商標について不使用取消審判を請求し、特許庁が不成立の審決をしたので原告がその取消しを求める本件訴訟を提起したところ請求が棄却された事案(2025年10月21日知財高裁)

参照条文等：商標法2条3項1号・2号・8号・50条1項・2項

キーワード：出所識別機能 要証期間 商標的使用

【13】原告は第30類「フレンチトースト」等を指定商品とし「飲めるフレンチトースト」なる商標につき商標登録出願をしたが拒絶査定を受け、不服審判請求も特許庁により不成立と審決されたので、その取消を求める本件訴訟を提起したところ請求が棄却された事案(2025年10月29日知財高裁)

参照条文等：商標法3条1項6号

キーワード：飲めるフレンチトースト 識別力 審決取消請求

## (民事手続)

【14】政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等は、同法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても破産手続開始の決定を受けるべき適格を有すると判示(2025年10月20日最高裁)

参照条文等:政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項・10条1項・2項・10条の9

キーワード:政党 法人 解散 破産手続の対象

【15】犯罪利用預金口座等として取引停止中の預金口座の名義人Aに対し損害賠償の認容判決を得たX(振込詐欺被害者)が、同口座の預金債権について仮執行宣言付支払督促に基づく債権差押え命令の発令を得たYに対し請求異議の訴えを提起し、請求が認容された(2025年5月13日福岡地裁)

参照条文等:民事執行法35条1項・2項

キーワード:犯罪利用預金口座 仮執行宣言付支払督促 請求異議の訴え

## (刑事法)

【16】司法警察員は申立人Xの車から押収した現金等をAから騙し取ったものとしてAに還付した(処分1)が、この詐欺事件につきXの無罪が確定。Xは当該現金の還付を請求したが検察官は還付をしない処分(処分2)としたため、Xが両処分の取消を求め認容された事例(2025年11月10日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法222条1項・123条1項

キーワード:押収物の還付 スーツケース 現金 無罪

【17】原判決には財物の交付を受けた者が欺罔行為者と全く無関係の者ではないことを示す事情を摘示せず詐欺罪の成立を認めた点に理由不備の違法があるとして原判決を破棄した上で原判決と同様に懲役25年に処断した事例(2025年11月6日仙台高裁)

参照条文等:刑法246条

キーワード:詐欺罪 第三者に交付 欺罔行為者との関係

【18】弁護士Xは犯人隠避教唆の被疑者として逮捕、勾留され、検察官の取調べに対しては黙秘を続けたが、Xは本件取調べには黙秘権侵害、弁護士依頼権侵害及び人格権侵害の違法があった等として国に対し損害賠償等を求め、請求の一部が認容された(2024年7月18日東京地裁)

参照条文等:国家賠償法1条1項

キーワード:黙秘 取調べ 人格権の侵害 国家賠償請求

## (公法)

【19】現行法令が同性間の婚姻を認めていないのは憲法違反と主張し、国に対し立法不作為を理由として損害賠償を請求したところ、憲法14条1項、24条2項違反を認める一方、現時点までに違反が明白となっていたとは言えず、国家賠償法の適用上違法とはいえないと判断(2024年10月30日東京高裁)

参照条文等:憲法13条・14条1項・24条1項・2項、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

キーワード:同性婚 立法不作為 国家賠償請求

【20】教育長がした情報の一部開示決定を不服として控訴人が審査請求したが教育長が裁決をしないまま放置する一方、権限のない町長が非開示部分の開示を決定したため、控訴人が教育長が裁決しないことの違法確認と、町長の開示決定取消を求め、請求が認容された事例(2025年2月27日仙台高裁)

参照条文等:行政不服審査法44条・46条1項・50条1項

キーワード:教育長 裁決の放置 町長 開示決定

【21】同性婚を認める規定を全く設けていないことの憲法適合性につき、種々の司法判断の内容自体は必ずしも統一されておらず最高裁判所の判断もまだなされていないことから、諸規定を改廃しないことが国家賠償法上違法であるとはいえないと判示(2025年3月7日名古屋高裁)

参照条文等:憲法13条・14条1項・24条、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

キーワード:同性婚 諸規定の改廃 国家賠償請求

【22】現行法令が同性間の婚姻を認めていないのは憲法違反と主張し、国会がそれに対し立法措置をとらないという立法不作為に対し損害賠償を求めたが、最高裁判所による統一的判断がされていない以上国会にとって違憲性が明白とはいえないとして請求が棄却された事例(2025年3月25日大阪高裁)

参照条文等:憲法13条・14条1項・24条1項・2項、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

キーワード:同性婚 立法不作為 国家賠償請求

【23】2025年7月の参議院議員通常選挙において議員定数配分規定(最小の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区は3.127倍)の合憲性が争われたところ、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、定数配分規定が憲法違反とはいえないと判断された事例(2025年11月7日仙台高裁)

参照条文等:憲法14条

キーワード:参議院議員通常選挙 選挙区選出 1票の格差 憲法14条

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一判令和7年10月30日 裁判所HP

令和6年(受)第120号 保険金請求事件(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94921.pdf>

(裁判要旨)

(1)保険金請求権者につき「被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合はその法定相続人とする。」(以下「条項1」という。)との定めがある自動車保険の人身傷害条項に基づく死亡保険金の請求権は、被保険者の相続財産に属するものと解するのが相当である。

(2)保険金請求権者として、人身傷害事故により損害を被った「被保険者の父母、配偶者又は子」との定め(以下「条項2」という。)がある自動車保険において、被保険者の父母、配偶者又は子が存在することは、被保険者の人身傷害保険金の額に影響を及ぼさない。

(理由)

(1)本件人身傷害条項によれば、人身傷害保険金は、人身傷害事故により損害を被った者に対し、その損害を填補することを目的として支払われるものとされているとみることができる。そして、本件人身傷害条項では、被保険者が死亡した場合においても、精神的損害につき被保険者「本人」等が受けた精神的苦痛による損害とする旨の文言があり、逸失利益につき被保険者自身に生ずるものであることを前提とした算定方法が定められていることからすれば、死亡保険金により填補されるべき損害が、被保険者自身に生ずるものであることが前提にされているといえる。以上に加え、保険契約者の通常の

理解を踏まえると、条項1は、人身傷害事故により被保険者が死亡した場合を含め、被保険者に生じた損害を填補するための人身傷害保険金の請求権が、被保険者自身に発生する旨を定めているものと解すべきである。条項1のただし書は、死亡保険金の請求権について、被保険者の相続財産に属することを前提として、通常は法定相続人が相続によりこれを取得することになる旨を注意的に規定したものにすぎないというべきである。

(2)本件人身傷害条項によれば、被保険者の近親者が存在しない場合には、死亡した被保険者の精神的損害の額が、本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定すべきこととなる。そして、条項2により保険金請求権者となる近親者が存在することによって、被保険者が受けた精神的苦痛等が減少するものとはいえず、本件人身傷害条項においても、当該近親者が存在する場合に当該近親者の保険金の額と死亡保険金の額とを調整する旨の定め等は存在しない。加えて、被保険者の近親者が固有の精神的損害について保険金を請求する意思がない場合において、死亡保険金の額が減額されるとすれば、本件損害額基準が被保険者の属性ごとに単一の金額である本件精神的損害額を定めていることとそぐわない。これらの点に加え、保険契約者の通常理解を踏まえると、本件人身傷害条項は、被保険者が人身傷害事故により死亡した場合には、被保険者の近親者が存在するときであっても、人身傷害保険金を支払うべき被保険者の精神的損害の額が本件精神的損害額の全額であることを前提として、死亡保険金の額を算定するものとして解すべきである。そのように解したとしても、本件人身傷害条項は、死亡保険金の請求権と、被保険者の近親者の保険金の請求権について、保険会社が、後者の請求権の金額の範囲内で、全ての保険金請求権者のために各保険金請求権者に対して履行をすることができる旨定めていると解することができるから、保険会社において二重払の負担を負うものではないというべきである。

参照条文等：保険法46条、民法711条

## 【2】東京高判令和5年8月3日 判例タイムズ1536号173頁

### 令和5年(ネ)第732号 不当利得返還請求控訴事件(取消、上告)

被相続人Aと離婚した前夫との間の子Xらが、Aと再婚したYに対し、Aの生前にYがAの預金を無断で引き出して利得したことを理由に、Aの死亡によりAのYに対する不当利得返還請求権を相続したと主張して、Yに対し、それぞれ法定相続分相当の利得金(1000万円)の支払いを求めた事案。

本判決は、Yは、Aと婚姻して以降、Yの勤務先からの給与等をAに渡し、Yの開業後はその収益をAに渡して、いずれの収入もAが管理し、婚姻生活の費用を支出していたこと、一方で、Aは自営業を手伝うほかには就労等はしていなかったことなどを認定し、このような両名の収入状況を基に形成された本件預金の出捐者は、専らYであったと認められ、本件預金のうち大半は定期預金であるところ、預入れの経緯の詳細は不明であり、出捐者YがAを預金者とする意思を有していたことを強く否認している状況下においては、口座名義及び管理状況のみをもって本件預金がAに帰属していたものと認めることは困難であるとして、Xらの請求をいずれも棄却した。

参照条文等：民法703条、762条

## 【3】東京高判令和6年2月8日 判例時報2630号72頁

### 令和4年(ネ)第2379号 所有権移転登記等請求控訴事件(一部変更(確定))

本件は、X(Yの実姉、財産管理能力に難があった)Y間で、X所有の不動産を信託財産とし、Xを委託者兼受益者、Yを受託者として信託契約1を締結し、信託を原因とする所有権移転登記及び信託登記がなされたが、その後、信託契約1が終了したとして、XがYに対し、(1)信託契約1に係る各登記の抹消登記手続を求め、(2)信託契約1より前に、A(XYの母)Y間で、A所有の賃貸用不動産を信託財

産の一部とし、Aを委託者、Yを受託者、A及びXを共同受益者として締結した信託契約2（後にA死亡により、Aの地位をYの子Bに変更された）に関し、Yが本件信託不動産の賃料を収受しながらこれをXに引き渡さないとして、信託契約2に基づき、平成30年7月～令和3年1月までの賃料合計の2分の1相当額472万7500円の支払を請求するとともに、（3）信託法38条1項及び6項に基づき、本件信託不動産について作成された財産目録、貸借対照表、損益計算書、預金通帳、税務申告書及び会計帳簿の謄写を求めた事案である。

原審は、（1）及び（3）を全部認容し、（2）について248万4123円の限度で認容したのに対し、Yが控訴した。

本判決は、（1）について原判決を支持したが、（2）について、信託契約2は、信託金融資産から受益者の生活費等を交付すべきことが定められているが、具体的金額やその算定方法は明らかにされておらず、交付時期も明示されていないこと等を理由に、Xの生活費等として、いつ、いくらを支払うかについては、Yの裁量に基本的に委ねられていると解するのが相当であるとして棄却し、（3）については、預金通帳についてのみ信託帳簿に相当する書類であるとして謄写請求権を認めた。

参照条文等：信託法37条・38条・222条

#### 【4】東京高決令和7年5月28日 判例タイムズ1536号177頁

令和7年（ウ）第458号 市町村長の処分に対する不服申立却下審判に対する抗告事件（抗告棄却、特別抗告）

外国の方式に従って婚姻した日本人夫婦Xらが、東京都特別区のY区長に対し、戸籍法74条1号の「夫婦が称する氏」の記載を欠く婚姻届を提出し、婚姻の届出をしたところ、区長が、民法750条及び戸籍法74条1号に反することを理由に当該届出を受理しない旨の処分をしたため、戸籍法122条の規定により、同処分について不服を申立てた事案。

裁判所は、本件婚姻が成立要件を形式的にも実質的にも充足し、有効に成立していることを前提に、戸籍法74条1号は、届書の必要的記載事項として「夫婦が称する氏」を定めているところ、この規定が本件届出のような報告的届出に適用されないと解する根拠はなく、本件届出についても同号が適用され、本件婚姻届はその必要的記載事項の記載を欠く不備があるから、Xらに当該不備の補正をさせることなく届出を受理することはできず、本件不受理処分の際、Xらの間で「夫婦が称する氏」を定める協議が調う見込みがなかったことは明らかで、Xらが区長に対し、いまだ夫又は妻のいずれかの氏を定めて届け出ていないことも併せ考えると、区長が抗告人らに対し、本件婚姻届に「夫婦が称する氏」の記載をさせることによりその不備の補正をさせることなく本件不受理処分をしたことは不当でないとして、Xらの抗告を棄却し、原審の不服申立てに対する却下の審判を維持した。

参照条文等：民法750条、戸籍法74条1号・122条

#### 【5】東京地判令和6年9月6日 判例時報2630号98頁

令和4年（ワ）第18061号 損害賠償請求事件（一部認容、一部棄却（確定））

本件は、Y運営のA病院に入院していた高次脳機能障害を有するQ（当時70歳）が2階病室の窓をくぐりぬけてバルコニーに降り、さらにバルコニーの手すりに登り転落し死亡したことに関し、Qの相続人Xらが、Yに対し、主位的に工作物責任に基づき、予備的に安全配慮義務違反に基づき損害賠償金（X1＝1873万8070円、X2～4＝各661万2691円）の支払を求めた事案である。なお、本件窓は、スライド式開閉仕様で、Qと同様の体格であれば、身体を横にすることで通り抜けが可能であり、窓の下に室外機に足をつくことでバルコニーへ降りることが可能であったこと等が事故後のA病院調査委員会により確認された。

本判決は、本件窓及びベランダの構造は、認知症患者等が本件窓を通り抜けてベランダに降り、そこから転落することを防止するには不十分であり、通常有すべき安全性を欠いていたものと認めるのが相当であるとし、安全対策が施されていれば、本件事故は発生しなかったとして相当因果関係を肯定し、本件事故は高次脳機能障害の症状の影響により発生したというべきであるからQに過失は認められないとし、Xらの請求を一部認容(X1=1488万8068円、X2～4=各514万6023円)した。

参照条文等：民法717条1項

#### 【6】東京地判令和6年10月7日 判例時報2630号110頁

##### 令和4年(ワ)第3067号 建物土地明渡等請求事件(認容(控訴))

本件は、X(都)が、東日本大震災及び東電原発事故による避難者Yとの間で、国から使用許可を受けた国家公務員宿舎(本件建物)に係る使用貸借契約を締結し、引き渡したが、Yが契約期間終了後も本件建物を返還しなかったために損害が発生したとして、使用料相当額の支払を求めた事案であり、本件訴訟提起時点では、Yは本件建物を占有していたが、その後、明け渡したことから、明渡請求部分は取り下げられた。Yは、当該契約は期間の定めのないものであり、Xの明渡請求は、国が本件建物の応急仮設住宅としての供与を打ち切る決定をしたことによるものであり、Yの自宅について現在でも深刻な汚染状況が継続していることからすれば、国の上記決定は、人権A規約、憲法13条等に違反するものであり、明渡請求等は、権利の濫用又は信義則に反し許されない等と主張した。

本判決は、XY間の契約は、期限の定めのある使用貸借契約であるとし、Xによる本件建物の貸与は、福島県からの応援要請に基づくものであり、県からの要請が終了した以上は、応急仮設住宅を供与する法的な前提が失われていること、XY間で当該契約の終期が明示的に合意され、Xは、契約期間終了の相当前から複数回予告した上で、住宅確保のための支援策を講じ、その旨情報提供をするなどしてきたことを踏まえ、Yの主張を排斥し、Xによる使用料相当額の損害賠償を全部認容した。

参照条文等：民法1条2項・3項、民法(改正前)415条・593条・597条、災害対策基本法74条1項、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約〔人権A規約〕)11条1項・12条

#### 【7】札幌地判令和6年11月1日 判例時報2631号52頁

##### 令和5年(ワ)第828号 土地所有権移転登記抹消登記請求事件(棄却(確定))

地方公共団体Yに対して被相続人Aが土地(対象土地)を寄付したとして寄付を登記原因とする所有権移転登記がされているところ、被相続人が寄付当時意思能力を有していなかったから同登記は無効であるなどと相続人の一人Xが主張し、当該地方公共団体に対して当該土地についての所有権移転登記の抹消登記手続を求めた事案。

裁判所は、Aが寄付当時に寄付を決定するに足る意思能力を有していなかったこと及びYによる取得時効成立していないことを判示した上で、

(1)対象土地は、もともとYがAに売り渡した土地とA所有隣接地を合筆・分筆して形成されたもので、住民の通行を確保することを付帯条件としてAからYに対し寄付申出がされ、Yは対象土地を道路として使用する前提で受け付け、寄付を原因とする所有権移転登記がされた。

(2)Y側が寄付をAの意思に基づくものと判断したことは合理的であり、Aが意思能力を有していないとの想起は困難で、Yに落ち度があつたとはいえない。

(3)寄付がAの意向に反していたということはできない。

(4)訴訟提起に至るまで、寄付から約16年7か月、Aの死亡から約3年5か月が経過しているところ、寄付を問題視しているのはXのみで、Xも土地の道路使用は認めていること、Xは寄付実施に近接した時期に知ることができたのに無効主張まで相当長期間経過している。

といった諸事情の下ではXの抹消登記請求が権利の濫用に当たり許されないものと判示した。

参照条文等：民法1条3項

(知的財産)

【8】最二判令和7年3月3日 判例時報2631号75頁

令和5年(受)第14号・第15号 特許権侵害差止等請求事件(上告棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93838.pdf>

Yら(被告・上告人ら)が、動画共有サービスを提供するため、米国所在のサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末に対し、X(原告・被上告人)の有する特許権に係るプログラムの発明の技術的範囲に属するプログラムを配信することが、属地主義の原則との関係などで特許権侵害に該当するかが争われた事案において、裁判所は、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、当該配信は特許法2条3項1号にいう「電気通信回線を通じた提供」に当たる、Xの有する特許権に係る装置の発明の技術的範囲に属する装置の生産にのみ用いるプログラムを配信することは特許法101条1号にいう「譲渡等」に当たると判示し、原審の判断を是認し上告を棄却した。

(1)上記の配信は、上記端末を使用するユーザが、上記サービスの提供を受けるために、上記サービスに係る動画を視聴するためのウェブページにアクセスすると当然に行われる。

(2)上記発明は、動画とコメントの表示範囲を調整等することにより、コメントの読みにくさを低減させるという効果を奏するものであるところ、上記サービスは、上記の配信により上記端末にインストールされた上記プログラムを利用することにより、また上記端末へのインストールにより上記装置が我が国の領域内で生産され、それが使用されるようにし、我が国において、上記の調整等がされた動画をユーザに視聴させるものである。

(3)Xが上記特許権を有することとの関係で、上記の配信が、Xに経済的な影響を及ぼさないというべき事情はうかがわれない。

参照条文等：特許法68条・第4章第2節・2条3項1号・101条1号

【9】最二判令和7年3月3日 判例時報2631号97頁

令和5年(受)第2028号 特許権侵害差止等請求事件(上告棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93839.pdf>

動画共有サービスを提供するため、国内でウェブサーバ及びコメント配信用サーバ等の設置管理をしているYが、上記ウェブサーバから、インターネットを通じ、ユーザが使用する我が国所在の端末にファイルを配信することにより、上記端末と上記コメント配信用サーバ等を含むシステムであって、Xの有する特許権に係るシステムの発明の技術的範囲に属するものを構築することは、次の(1)～(3)など判示の事情の下では、特許法2条3項1号にいう「生産」に当たるとされた事例。

(1)上記の配信による上記システムの構築は、上記端末を使用するユーザが、上記サービスの提供を受けるために、上記サービスに係る動画を視聴するためのウェブページにアクセスすると当然に行われる。

(2)上記発明は、動画上に表示されるコメント同士が重ならないように調整するなどの処理を行い、コメントを利用したコミュニケーションにおける娯楽性の向上という効果を奏するものであるところ、上記(1)の結果、上記システムにおいて、上記の調整などの処理がされることとなり、当該処理の結果が、上記システムを構成する我が国所在の端末上に表示される。

(3)Xが上記特許権を有することとの関係で、上記の配信やその結果として構築される上記システムが、Xに経済的な影響を及ぼさないというべき事情はうかがわれない。

参照条文等：特許法2条3項1号・68条

**【10】知財高判令和7年10月8日 裁判所HP**

令和6年(ネ)第10069号 特許権侵害差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94688.pdf>

発明の名称を「トイレットロール」等とする特許権に基づく侵害行為差止請求等を棄却した原審を不服として特許権者である控訴人が控訴したが、本件発明1の「エンボス深さ」の測定に係る補充主張は認められず、控訴人の本件控訴を棄却した事案。

控訴人は、本件明細書1の記載及び本件発明1の解決課題等から導かれる「エンボス深さ」の技術的意義からすれば、本件発明1の「エンボス深さ」の測定に当たっては、一つのエンボスにおける最も深い位置(最深部)と当該エンボス周辺において最も高い位置(最高部)を特定した上、最深部と最高部の差分を求め、これを「エンボス深さ」とすべきであり、断面曲線を取得することは必要でない旨主張する。

しかし、一般に、トイレットペーパーの表面には繊維塊や繊維のない部分などがあり、トイレットペーパーの表面にエンボスを形成した場合、エンボスの内部やトイレットペーパー表面に、微細な凹凸が存在する。そして、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載には「エンボス深さ」の定義に関する記載はなく、「エンボス深さ」が上記の微細な凹凸を含むのか否かなど、「エンボス深さ」がどの部分の寸法を意味するのかは、特許請求の範囲の記載からは一義的に明らかであるとはいえない。したがって、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載にある「エンボス深さ」の用語の意義は、明細書の記載を考慮して解釈すべきである(特許法70条2項)。

本件明細書1には、エンボス深さの測定方法が記載されているから、本件発明1に係る特許請求の範囲の記載の「エンボス深さ」の用語の意義は、本件明細書1に記載された測定方法によって測定される数値と解すべきである。しかし、補充主張は、本件明細書1に則して認定したものとは認められない。

控訴人主張のように、本件明細書1の記載や本件発明1の解決課題等から導かれる「エンボス深さ」の技術的意義を根拠として、本件発明1の「エンボス深さ」の測定方法について、本件明細書1の上記各段落に記載の方法と異なる方法を用いるべきと解することはできず、控訴人の上記主張は採用することができない。

**参照条文等：特許法70条2項**

**【11】知財高判令和7年10月8日 裁判所HP**

令和6年(行ケ)第10100号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94701.pdf>

発明の名称を「車両シートに取り付けるためのチャイルドセーフティシート又はベビーキャリア及びそのようなシートのためのサイドインパクトバー」とする特許について、訂正請求による訂正を認めた上で無効審判請求を不成立とした本件審決の取消訴訟であって、本件訂正が訂正要件に適合するとして本件訂正を認めた本件審決の判断は誤りであるとして、審決を取り消した事案。

誤訳の訂正を目的とする訂正は、平成6年法律第116号による特許法の改正において、外国語を日本語に翻訳する過程での誤訳があった場合に、外国語による記載内容をもとに誤訳を訂正することができないと発明の適切な保護が図れないとされる問題を解消するため、新たに導入された外国語書面出願制度(特許法36条の2)において、特許請求の範囲を実質的に拡張又は変更しないこと等を条件として認められたものであり、外国語特許出願についても同様に認められたものである。このように、誤訳の訂正を目的とする訂正を認めた趣旨に照らすと、誤訳の訂正とは、翻訳により生じた記載上の誤りを、原文の記載内容をもとに訂正するものをいい、その他特許法134条の2第9項で準用される同法126条5項、同条6項等の訂正要件を満たすものに限り、許されるものと解される。

外国語特許出願に係る特許の無効審判請求における訂正請求において、特許法134条の2第1項ただし書2号に定める誤訳の訂正に当たるためには、①国際出願日における国際出願の明細書、(特許)請求の範囲又は図面(特許法184条の19。以下「原文」という。)の記載と、設定登録時(訂正審判による訂正があれば訂正後)の明細書、特許請求の範囲又は図面の記載の意味が、翻訳の誤り(誤訳)により異なること、②訂正後の記載は、原文の記載の意味を表すものとして、両記載の意味が一致すること、の二つの要件を満たすことが必要であると解される。

これを本件についてみると、本件訂正に係る訂正事項7における訂正は、原文における「linear」は、辞書によれば、「linear」は、「1a)直線状の、線状の」という意味を有すると認められる。そして、被告は、前件訂正請求において、「linear」という文言を「直線的」と訳すことを明示的に内容に含む訂正を求めており、それが原文の正しい翻訳である旨を主張していたところである。このような事情に鑑みれば、原文の「linear」という文言を明細書において「直線的」と訳した場合に、原文の記載と明細書の記載の意味が異なるとは認められない。他方、「直線」という語と「直接」という語は意味が異なるから、原文の「linear」という文言を明細書において「直線的」と訳す場合には、原文の記載と明細書の記載は意味が異なり、これらが一致するとは認められない。

そうすると、訂正事項7においては、訂正前の本件明細書等の「直線的」の意味が、翻訳の誤りにより原文の「linear」の意味と異なるものということとはできないから、上記の要件の①を満たすものといえない上に、訂正後の記載が原文の記載の意味を表すものと一致するものともいえないから、同要件の②も満たさないから、訂正事項7は特許法134条の2第1項ただし書き2号に定める誤訳の訂正には当たらないと認められる。

参照条文等：特許法126条5項・6項・134条の2第1項ただし書2号

## 【12】知財高判令和7年10月21日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第10045号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94944.pdf>

被告は、「ROG」の文字を標準文字で表してなり、第25類「Tシャツ」等を指定商品とする商標(本件登録商標)の商標権者であり、原告が、本件登録商標について不使用取消審判を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

被告商品は、胸元に、「ROG」の文字(本件使用商標)をプリントしたTシャツである。Tシャツにプリントされた本件使用商標は、書体の若干の違いや文字色の違いはあっても、「ROG」の文字を表していることは明らかであり、その使用は、「ROG」(標準文字)からなる本件登録商標と社会通念上同一の商標の使用に当たると認められる。

これに対し、原告は、本件使用商標は単なるデザインとして認識され、商品の出所識別機能を果たすもの(商標的使用)ではない旨主張する。しかし、商標法50条1項、2項の「登録商標の使用」が「商標的使用」でなければならないと解したとしても、デザインとしての機能を有することは、商標としての自己商品識別機能と排他的、択一的関係にあるものではない。標準文字からなる「ROG」の標章は、通常、出所識別機能を有する標章であり、本件使用商標で用いられている「ROG」の文字の形状には一定のデザイン性が認められるものの、そのデザイン化の度合いは高いものではなく、通常の文字として認識可能であることが認められる以上、出所識別機能が失われるわけではない。本件において、Tシャツにおける「ROG」の文字が単なるデザインとしてのみ取引者や需要者に認識されるとみるべき特段の事情も認められないから、これらのTシャツに係る本件使用商標の使用は、商標的使用に該当すると認めるのが相当である。

以上によれば、本件登録商標の商標権者である被告は、要証期間において、本件登録商標と社会通念上同一の商標を、商標法2条3項1号、同2号及び同8号に掲げる各行為により使用したことが認められるから商標法50条1項により取り消すことはできない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法2条3項1号・2号・8号・50条1項・2項

### 【13】知財高判令和7年10月29日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第10040号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94968.pdf>

原告は、「飲めるフレンチトースト」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)につき、第30類「フレンチトースト」等を指定商品として、商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標の指定商品と関連する食品業界においては、「飲めるパンケーキ」や「飲めるチーズケーキ」などのように称する、飲めるような食品、すなわち噛まずに飲めるほど柔らかい食感の食品が広く流通、提供されている取引の実情があることが認められる。このような取引の実情を踏まえると、「飲める○○」(○○は食品種別名)とのフレーズは、上記のような商品の特性や優位性(食感、特徴)を表すための比喩的な表現として、取引上普通に採択、使用されていると認められる。

以上によれば、「飲める○○」が商品の特性や優位性を表すための比喩的な表現として一般的に使用されているとの食品業界における取引の実情も踏まえると、本願商標「飲めるフレンチトースト」は、構成文字全体として「飲める(ような)フレンチトースト」程度の意味合いを認識、理解させるものである。そのため、本願商標は、その指定商品に係る需要者である一般消費者をして、商品の特性や優位性(食感、特徴)を比喩的に表現した表記と一般に認識させるものであり、同種食品の製造、販売又は提供に際し、必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、自他商品の識別力を欠くため、商標としての機能を果たし得ないものであり、そのような標章について商標制度を利用した登録を認める必要はないと認められる。

したがって、本願商標は、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標であり、商標法3条1項6号に該当する、として原告の請求は棄却された。

参照条文等：商標法3条1項6号

### (民事手続)

### 【14】最一決令和7年10月20日 裁判所HP

令和6年(許)第17号 破産手続開始決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94873.pdf>

### (裁判要旨)

政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項にいう法人である政党等は、同法10条1項又は2項の規定により解散したものでない場合であっても、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有する。

### (理由)

民法上の権利能力を有する者は、破産手続開始の決定を受けるべき適格を有するのが原則である。また、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(以下「法」という。)10条の9は、解散した法人である政党等について、破産手続開始決定を受けた場合の規定を置いている

ところ、解散していない法人の場合でも、破産手続の対象とすべき必要性が生じ得ることは異ならない。法10条2項が破産手続開始の決定を解散事由に掲げていないのは、法人である政党等が、破産手続の開始によって解散せず、破産手続が終了したときにもその法人格を失わないことを意味するにすぎない(破産法35条参照)。解散していない法人である政党等が、破産手続開始の決定を受け、政党交付金を含む自らの財産の管理処分権を失うことがあるとしても、当該財産は当該法人の自由な政治活動のために生じた破産債権に対する配当の原資等になるのであって、政党助成法4条1項の趣旨目的に反するものではない。また、同法33条2項に基づき、総務大臣から政党交付金の返還命令を受ける場合があり得るとしても、そのことは、法人である政党等が解散していない限り破産手続の対象となり得ないと考えるべき根拠とはならない。

参照条文等：政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律7条の2第1項・10条1項・2項・10条の9

#### 【15】福岡地判令和7年5月13日 判例タイムズ1536号210頁

令和6年(ワ)第4227号 請求異議事件(認容、確定)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94172.pdf>

振り込め詐欺の被害にあった原告Xは、当該詐欺に利用された預金口座の名義人である訴外Aらを被告として損害賠償請求訴訟を提起して認容判決を得た。訴外Aの預金口座には約1000万円の残高があったが、犯罪利用預金口座等として、金融機関により取引停止措置(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律3条1項)が講じられていた。一方、被告Yは、債権者をY、債務者を訴外A、請求額を1000万円、請求の原因を金銭消費貸借契約とする支払督促の申立てをし、その発布を得て、その仮執行宣言付支払督促に基づき、訴外A名義の当該取引停止措置のとられた口座に係る預金債権について、債権差押え命令の発令を得た。

そこで、原告Xが、訴外Aに代位して、請求異議の訴えを提起したところ、本判決は、仮執行宣言付支払督促についての請求異議の訴えにおいては、被告Yが請求権の発生原因や債務名義の成立について立証責任を負う旨としたうえで、被告Yが主張する請求権の発生原因事実を認めるべき証拠はないとして、原告の請求を認容した。

参照条文等：民事執行法35条1項・2項

(刑事法)

#### 【16】最三決令和7年11月10日 最高裁HP

令和7年(シ)第177、第178号 司法警察員がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件、検察官がした押収物の還付に関する処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告事件

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95002.pdf>

(事案)

司法警察員は、ホテルのロビーにおいてAが持参した不動産購入代金1億5000万円等在中のスーツケース1個を持ち去り窃取したという窃盗被疑事件について、申立人使用の自動車を検索してスーツケース1個(以下「本件スーツケース」という。)を差し押さえた(以下「本件差押え」という。)。司法警察員は、現金1500万円(以下「本件現金」という。)を発見し、本件現金在中の本件スーツケースを前記窃盗被疑事件の被害品と認めてAに還付(以下「本件還付に関する処分1」という。)した後、Aから改めて本件現金及び本件スーツケースの任意提出を受けて領置した。

申立人は、ホテルのロビーにおいてAに対し一時的に預かる旨を言って本件スーツケース1個の

交付を受けてだまし取ったという詐欺の公訴事実で起訴されたが、無罪判決を受けた。同判決は、検察官から控訴がなく、確定した。

申立人は、本件現金の還付を請求したが、検察官は還付をしない処分（以下「本件還付に関する処分2」）とした。

申立人は、本件還付に関する処分1及び2に対し、特別抗告を申し立てた。

（判旨）

（1）本件還付に関する処分1について

本件刑法430条の準抗告が、裁判に対するものではなく、捜査機関の処分に対する不服申立ての制度であることに鑑みれば、同条の準抗告裁判所は、捜査機関の処分の当否を判断するに当たり、捜査機関が当該処分当時に収集していた資料のみならず、その当時の事実に関する資料であって、その後捜査機関が収集し、又は裁判所に提出されたものについても考慮に入れるべきであるところ、原決定は、その当時の事実に関する資料であって、その後に収集し、又は裁判所に提出されたものを考慮に入れていない。本件詐欺被告事件の記録等によれば、申立人は、第三者の依頼を受けて、当該第三者とBとの間の外貨両替取引に供するものとして、Aから現金1億5000万円を受け取った可能性が否定できないから、本件現金が贓物であったとは認められない。したがって、本件現金が贓物であると認定した本件還付処分を是認した原決定を取消す。

（2）本件還付に関する処分2について

原決定は、取り消されるべき本件還付決定（本件還付に関する処分1について）が有効であることを前提にしていることから、取り消されるべきである。

参照条文等：刑事訴訟法222条1項・123条1項

#### 【17】仙台高判令和7年11月6日 裁判所HP

令和6年（う）第150号 傷害、強要、殺人、死体損壊、死体遺棄、詐欺、恐喝被告事件（破棄自判）

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95012.pdf>

本判決は、欺罔行為者以外の者に財物を交付させても詐欺罪は成立するが、そのためには、財物の交付を受けた者が欺罔行為者と全く無関係の者ではないことを示す事情、すなわち、財物の交付を受けた者が行為者と共犯関係にあるか、共犯関係にない場合には、財物の交付を受けた第三者が欺罔行為者の道具に過ぎず、第三者に交付された財物がその後欺罔行為者に渡ることになっていた、あるいは、欺罔行為者が第三者に財物を交付させて利得させる意思を有していたなどの特別な事情が存在する必要がある、そのような事情を示す事実を摘示しなければならないとした上で、原判決は、財物の交付を受けた甲について、原判決第5及び第6に係る罪となるべき事実においてこれらの事情を何ら摘示せずに詐欺罪の成立を認めた点に、理由不備の違法があるとし、恐喝罪についても同旨を指摘し、原判決を破棄した上で、原判決と同様に懲役25年に処断した。

参照条文等：刑法246条

#### 【18】東京地判令和6年7月18日 判例タイムズ1536号231頁

令和4年（ワ）第5542号 損害賠償請求（国家賠償請求）事件（一部認容、控訴（後控訴棄却））

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93831.pdf>

弁護士であったXが、犯人隠避教唆の被疑者として逮捕、勾留されていた平成30年10月15日から同年11月5日までの間、横浜地方検察庁特別刑事部の検察官による取調べを受けたところ、Xは黙秘をする意思を一貫して示し続けていたが、本件取調べには黙秘権侵害、弁護士依頼権侵害及び人格権侵害の違法があり、精神的苦痛を受けたと主張して、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害

賠償金1100万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。

本判決は、Xが黙秘の意思を表明した後も本件取調べを継続したことについては、それ自体をもって、原告の黙秘権を侵害するものとして国家賠償法上違法であると認めることはできないとしたが、本件取調べにおける検察官の個別の発言を認定し、その言動が、本件事案の内容・性質、嫌疑の程度及び取調べの必要性を考慮しても、社会通念上相当と認められる範囲を超えて、Xの人格権等を侵害するものといわざるを得ず、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとして、慰謝料100万円、弁護士費用10万円及びこれらに対する遅延損害金の範囲でXの請求を認容した。

参照条文等：国家賠償法1条1項

(公法)

【19】東京高判令和6年10月30日 判例タイムズ1536号142頁

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93565.pdf>

同性の者との婚姻届を提出したが、同性同士を当事者とする届出であることを理由に受理されなかった控訴人らが、国に対し、現行の法令が同性間の婚姻を認めていないことは、憲法14条1項、24条1項、2項に反すると主張し、国会が同性間でも婚姻が可能とする立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料各100万円を請求した事案。

本判決は、現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取り扱いをするものであって、憲法14条1項、24条2項に違反するとしたが、現時点までに、それらに違反することが、国会にとって明白となっていたということはできず、国会が現時点までに当該規定を設けていないという立法不作為をもって国家賠償法の適用上違法であるとはいえないと判断した。

参照条文等：憲法13条・14条1項・24条1項・2項、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

【20】仙台高判令和7年2月27日 判例タイムズ1536号72頁

令和6年(行コ)第20号 公文書部分開示決定処分取消等請求控訴事件(取消自判(確定))

情報公開条例に基づき、教育委員会に情報開示請求を行い、当該事務の委任を受けた教育長による一部開示決定(本件開示決定1)を不服として、審査請求(本件審査請求)をした控訴人が、これに対する裁決がないまま放置され、かつ、権限のない町長を実施機関として開示決定1で非開示とされた情報の一部が開示決定(本件開示決定2)されたとして、教育長が本件審査請求に対する裁決をしないことの違法確認及び本件開示決定2の取消しを求めた事案。

本判決は、審査請求を受けた教育長は、裁決の形式で応答する義務を免れないところ、裁決可能な状態となってから約1年9か月の間、裁決をしなかったことは違法であるとして、違法確認請求を認容すると共に、開示決定2についても、同決定は無権限の者が行政庁として行った違法な行政処分であるから、取消しを免れないとして、取消請求を認容した。

参照条文等：行政不服審査法44条、46条1項、50条1項

【21】名古屋高判令和7年3月7日 判例タイムズ1536号102頁

令和5年(ネ)第570号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94056.pdf>

戸籍上の性別が同性の者同士である控訴人らが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定は、憲法24条及び14条1項に違反するにもかかわらず、国が必要な立法措置を講じていないため、婚姻をすることができない状態にあると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、国に対し、慰謝料各100万円の支払いを求めた事案。

本判決は、本件諸規定が同性カップルが法律婚制度を利用することができないという区別をしていることは、個人の尊厳の要請に照らして合理的な根拠を欠く性的指向による法的な差別取扱いであって、憲法14条1項に違反するものと言わざるを得ず、国会に与えられた立法裁量の範囲を超えるものとして、憲法24条2項にも違反すると解するのが相当であるとしたが、本件諸規定を改廃しないことが国家賠償法上違法であるかについては、同性カップルに法律婚制度を付与する必要性が具体的に認識・浸透されるようになったのは、比較的最近のことであり、それが急速に広がったと認められること、本件諸規定が同性婚を認める規定を全く設けていないことの憲法適合性についての司法判断が札幌地方裁判所の令和3年3月17日判決までなく、その後、同様の司法判断を求める訴訟の判決が積み重ねられつつあるものの、その判断内容自体必ずしも統一されておらず、最高裁判所の判断は未だ示されていないことなどのことから、本件諸規定を改廃しないことが国家賠償法上違法であるとはいえないとした。

参照条文等：憲法13条・14条1項・24条、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

## 【22】大阪高判令和7年3月25日 判例タイムズ1536号76頁

令和4年(ネ)第1675号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94031.pdf>

同性同士の婚姻の届出をしたが両者が同性であることを理由に不受理処分を受けた同性カップルが、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が民法24条、13条、14条1項に違反すると主張し、同性間の婚姻を認める立法措置を講じない立法不作為の違法を理由に、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、それぞれ慰謝料100万円の支払いを求めた事案。

本判決は、本件諸規定は、性的指向が同性に向く者の個人の尊厳を著しく損なう不合理なものであり、かつ、婚姻制度の利用の可否について性的指向による不合理な差別をするものとして法の下での平等の原則に反し、国会の立法裁量の範囲を超えるものであって、憲法14条1項及び24条2項に違反するとしたが、同性婚の法制化が憲法上の要請であるかは、憲法の文言上一義的に明らかではなく、同性婚を認めないことの違憲性について最高裁判所による統一的判断がされていないことなどからすると、違憲性が国会にとって明白であったなどということはできず、立法不作為が国家賠償法上違法であるとはいえないとした。

参照条文等：憲法13条・14条1項・24条1項・2項、民法739条1項、戸籍法74条、国家賠償法1条1項

## 【23】仙台高判令和7年11月7日 裁判所HP

令和7年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95010.pdf>

2025年7月20日に行われた参議院議員通常選挙について、参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定(最小の福井県選挙区を1とした場合、最多の神奈川県選挙区は3.127倍)の合憲性が争われた事案である。

裁判所は、選挙区間の較差が3倍程度の水準であることをもって、違憲状態の解消が実現されてい

ると判断することはできないとした上で、立法府の取り組み状況等を検討し、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったというべきであるが、本件選挙までの間に本件定数配分規定の改正がされなかったことをもって、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するということとはできないと判断した。

参照条文等：憲法14条

(紹介済み判例)

大阪地判令和6年8月30日 判例時報2630号128頁

令和3年(ワ)第11104号(第1事件)・令和5年(ワ)第323号(第2事件) 損害賠償請求事件(棄却(確定))

→法務速報289号5番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93396.pdf>

最三決令和6年10月23日 金融法務事情2268号90頁

令和6年(許)第1号 仮差押命令認可決定に対する保全抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

→法務速報283号9番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93453.pdf>

東京家審令和7年1月10日 判例時報2630号121頁

令和4年(家)第5325号 市町村長処分不服申立事件(却下、即時抗告(抗告棄却))

→法務速報291号9番で紹介済み

大阪高判令和7年1月20日 判例タイムズ1536号121頁

令和5年(ネ)第619号 損害賠償請求控訴事件(変更(確定))

→法務速報286号5番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93741.pdf>

最二決令和7年3月19日 判例タイムズ1536号63頁

令和6年(許)第12号 債権差押命令に対する執行抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報288号14番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93929.pdf>

最一決令和7年5月21日 判例タイムズ1536号69頁

令和7年(シ)第328号 保釈請求却下決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(取消差戻)

→法務速報290号12番で紹介済み

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-94115.pdf>

## 2. 令和7年(2025年)11月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号  
法律名及び概要

成立法令なし

## 3. 11月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

棚村政行／監修 公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)／編 山口恵美子 山口美智子 笠松奈津子／著 日本加除出版 4,180円

親子交流支援者ハンドブック「子どものための親子交流」をめざして

愛知県空き家・空き地対策実務研究会／編 新日本法規 4,730円

相談対応事例 空き家・空き地の諸問題 事案解決の道筋と実務のポイント★

佐野誠 山下典孝 遠山聡／編 保険毎日新聞社 5,170円

自動車保険約款コンメンタールⅠ

佐野誠 山下典孝 遠山聡／編 保険毎日新聞社 5,830円

自動車保険約款コンメンタールⅡ

## 4. 11月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

前田拓郎／著 オーム社 3,300円

生成AI開発・運用のための法務の教科書 そのAI、訴えられませんか？

櫻庭倫 国分貴之／著 金融財政事情研究会 6,600円

詳説 戸籍法改正 氏名の振り仮名の法制化

浅井隆／編著 西頭英明 柏戸夏子 友永隆太 荒井徹／著 青林書院 4,400円

最新青林法律相談54 解雇・退職勧奨・雇止めの法律相談Ⅰ

浅井隆／編著 西頭英明 柏戸夏子 友永隆太 荒井徹／著 青林書院 4,950円

## 最新青林法律相談55 解雇・退職勧奨・雇止めの法律相談Ⅱ

安倍嘉一／著 民事法研究会 3,410円  
ケースで学ぶ労務トラブル解決交渉術(第2版)

指宿昭一 中村優介 大坂恭子 高井信也 加藤桂子／著 旬報社 4,400円  
最新テーマ別[実践]労働法実務11外国人労働者の法律実務★

鈴木規央／著 中央経済社 4,620円  
詳解 特別清算の実務(第2版)手続・書式のすべて

### 5. 発刊書籍＜解説＞

#### 「相談対応事例 空き家・空き地の諸問題 事案解決の道筋と実務のポイント」

空き家に関する具体的な事例について、関連法令の解説及び具体的な解決方法について解説されている。相続、後見など空き家に関連する諸問題について幅広く解説されており有用である。

#### 「最新テーマ別[実践]労働法実務11 外国人労働者の法律実務」

外国人労働者特有の問題について焦点を当て、在留資格や、裁判管轄、準拠法等を踏まえて、さまざまな事例について労働者の視点から解説されており、実務において有用な書籍である。

Copyright (C) 公益財団法人日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。